

亀岡市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所		平成31年1月30日(水) 午後3時から午後4時45分 亀岡市役所4階 入札室	
出席委員氏名(職業)		委員長 久保 祐貴(弁護士) 委員 村田 淑子(京都学園大学経済経営学部教授) 委員 竹井 明(学識経験者)	
議事概要		(1)総括表について (2)入札契約方式別発注案件一覧表について (3)抽出案件に関する入札経緯等について (4)指名停止等の運用状況一覧表について (5)談合情報対応状況一覧表について	
対象期間		平成30年4月1日 ~ 平成30年9月30日	
対象件数		39件	
抽出案件		8件	
内 訳		対象案件	抽出案件
	一般競争入札	11件	4件
	指名競争入札	27件	3件
	随意契約	1件	1件
委員からの意見・質問と それに対する回答等		意見・質問	回 答 等
		(1)総括表について ・特になし (2)入札契約方式別発注案件一覧表 について ・特になし (3)抽出案件に関する入札経緯等 について ・合冊案件で案件毎に落札率が違う のはなぜか。	・合冊入札については複数の工事を 一括して入札を行い、予定価格、最 低制限価格は各工事毎の設計額を 合算して算定している。そのことか ら、各工事毎の設計額の按分率を入 札額に乗じていることから、落札率は 同一である。しかし、当該工事につ いては、入札額に基づく各工事費内 訳書に記載している額を契約額とし て決定することを条件としたため、落 札率が同一でない。

	意見・質問	回 答 等
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	・合冊ではなく1件毎の入札の方が安価ではないのか。なぜ合冊にしなければならないのか。	・同一現場または隣接する現場で、同一時期に行う必要があるため合冊としている。また、案件毎に異なる業者へ発注すると、出会い丁場となり、安全性の確保等で問題が生じるおそれがある。
	・建築工事において落札率が高いのはなぜか。	・特に建築工事の予定価格を事後公表にした案件は、落札率が高い傾向にある。予定価格を事後公表にしていることも落札率が高い原因の一つではないかと考える。
	・高止まりするようであれば、建築工事の予定価格事後公表を止めても良いのではないのか。	・平成28年から予定価格事後公表については、一定額以上の工事で行っている段階である。現在まで試行した案件も多くはないので、もう少し経過をみて判断したい。
	・JV案件は年間何件か。	・小中学校の空調工事をJV案件としているため近年は多くあるが、空調工事がなければ、年間1、2件程度である。
	・合冊案件の契約日が違うのはなぜか。	・議会の議決が必要な案件が含まれており、その案件については、落札後、仮契約をし、議決後に本契約としたため契約日が異なる。
	・辞退の理由はどのような内容か。	・辞退の主な理由は、技術者が配置できないといったものである。
	・未受領(指名したが入札に応じなかった)の業者について、ペナルティはないのか。	・電子入札導入後は、システム操作に不慣れである可能性を考慮し、罰則を設けていなかったが、今後検討していきたい。
	・予備指名を実施する場合としない場合は、どのような条件か。	・業者の等級区分・登録業種は公表しているので、それらを条件にJVを構成する場合は予備指名は実施しない。それ以外の公表していない業者条件を含む場合は予備指名を実施している。
	・随意契約の「競争入札に付することが不利と認められるとき」とはどのような場合か。一般的な言い方で説明していただきたい。	・現に契約履行中の工事等を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合等に「競争入札に付することが不利と認められる」としている。参考として本市の「随意契約ガイドライン」をご覧ください。

	意見・質問	回 答 等
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	(4)指名停止等の運用状況一覧表について ・「独占禁止法違反」に該当するものと、「その他」に該当するものがあるが、違いは何か。	・公正取引委員会の排除措置命令があったことで「独占禁止法違反」としたものと、有資格業者等に極めて重大な反社会的行為があったことで「その他」としたものである。
	(5)談合情報対応状況一覧表について ・特になし	